

東海環状都市地域交流連携推進協議会  
「ものづくり出前講座」開設要綱

- 1 目的 東海環状自動車道の沿線都市に存在する各機関等が持つ知識や情報を積極的に活用し、市民らが共に学習したり交流したりすることによって、沿線地域への理解や関心、沿線諸都市の魅力やものづくり文化街道の認知度の向上を図るとともに、より良い地域づくりを実現することを目的として「ものづくり出前講座」を開設します。
- 2 時間 随時。ただし、原則として午前10時から午後9時までの時間帯の内、2時間程度とします。
- 3 場所 原則として当協議会構成市内に限ります。また、特別な場合を除き、申し込み団体で会場の手配及び準備をします。
- 4 対象 原則として、当協議会構成市内在住・在勤・在学の方で構成された10人以上の団体及びグループとします。
- 5 費用 別に定める「ものづくり出前講座を実施する団体に対する助成要綱」により、講師の交通費相当額を予算の範囲内で助成します。ただし、一団体につき年間3回までとします。また、講座によっては材料費等が必要な場合があり、その場合は申し込み団体が負担します。
- 6 方法 (1) 各市企画担当課で申込書受付・・・講座開設日の2週間前まで  
(2) 担当機関（講師）と調整  
(3) 決定または否決通知書送付  
(4) 詳細について講師と打ち合わせ  
(5) 講座開設  
(6) 報告書受理  
(7) 助成金の交付
- 7 ルール この講座は、苦情や要望を受ける場ではありません。また、公の秩序を乱し、善良の風俗を阻害するおそれがある場合、政治・宗教・営利を目的とした集会であると認められた場合、または、講座の目的に反し講師の派遣が適当でない場合は申し込みを受け付けません。
- 8 事故等 講師の派遣、講座開設時に事故等が発生した場合、当協議会はその責任を負いません。
- 9 その他 この要綱は平成20年1月1日から施行します。

